

## 鳥取県告示第219号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第251号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 体育館利用料

区 分				単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
			控室	1室1時間につき	150円
			入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき
	小体育館	全面1時間につき		300円	
	控室	1室1時間につき		250円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円
			小体育館	全面1時間につき	7,000円
			控室	1室1時間につき	300円
		入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	40,000円
小体育館			全面1時間につき	10,000円	
控室			1室1時間につき	500円	
2階ロビー				1時間につき	100円
一般利用	一般人			1人1回につき	70円

#### (2) プール利用料

区 分				金 額				
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	350円		
				冷水	1人1回につき	250円		
			高等学校の生徒	温水	1人1回につき	550円		
			又は学生	冷水	1人1回につき	400円		
			一般人	温水	1人1回につき	700円		
				冷水	1人1回につき	500円		
			一般人（日曜日、土曜日又は休日の午後6時以降の利用）	温水	1人1回につき	500円		
				冷水	1人1回につき	300円		
				回数券により利用する場合	児童又は中学校	温水	回数券11枚につき	3,500円

	合	の生徒	冷水	回数券11枚につき	2,500円
		高等学校の生徒	温水	回数券11枚につき	5,500円
		又は学生	冷水	回数券11枚につき	4,000円
		一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円
			冷水	回数券11枚につき	5,000円
	1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	2,400円
			冷水	1人につき	1,650円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	3,900円
			冷水	1人につき	2,700円
		一般人	温水	1人につき	4,950円
	冷水		1人につき	3,350円	
	3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,700円
			冷水	1人につき	4,800円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	11,000円
			冷水	1人につき	7,600円
		一般人	温水	1人につき	13,900円
	冷水		1人につき	9,600円	
	6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	12,000円
			冷水	1人につき	10,000円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	19,200円
			冷水	1人につき	16,300円
		一般人	温水	1人につき	24,400円
	冷水		1人につき	20,600円	
鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム 1月共通利用券により利用する場合	一般人	通年	1人につき	5,000円	
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円	
		冷水	1人1回につき	200円	
	高等学校の生徒 又は学生	温水	1人1回につき	450円	
		冷水	1人1回につき	300円	
	一般人	温水	1人1回につき	550円	
冷水		1人1回につき	400円		
専用利用		温水	1コース1時間につき	3,650円	
		冷水	1コース1時間につき	2,550円	
研修室			1時間につき	300円	

備考

- この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第176号）に規定する休日をいう。
- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するとき、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定

める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。

- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 6 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

- 7 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

- 8 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。

- 9 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

### (3) 設備利用料

#### ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

#### イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

#### ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	10,800円	9,400円
小体育館	1,800円	1,200円
控室	200円	100円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日

平成21年3月18日